
プロジェクト 収益認識に関する会計基準の開発**項目 第 376 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 376 回企業会計基準委員会（2018 年 1 月 11 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案**（質問 1：開発にあたっての基本的な方針に関する質問）**

2. 具体的な財務情報の国際的な比較可能性が高まる根拠を示すべきとのコメントについては、当該コメントの内容を再確認したうえで、コメントへの対応案の記載を見直す必要があるのではないか。

（質問 2：適用範囲に関する質問）

3. 新基準の適用範囲に含まれない保険契約を「保険法における定義を満たす保険契約」と修文することは、寄せられたコメントに対応するものであると考えられる。
4. 顧客又は潜在的な顧客への販売を容易にするために行われる同業他社との交換取引に適用される会計基準を明記すべきとのコメントについては、会計基準案の結論の背景における記載で十分であるのか明らかにする必要があるのではないか。
5. 顧客又は潜在的な顧客への販売を容易にするために行われる同業他社との交換取引について、収益を認識することが適切ではないとの結論はよいと考えられるが、重要な論点であると考えられるため、どのような処理を行うべきか明確にすることが必要ではないか。

（質問 3：会計処理に関する質問）

6. 必要に応じてメンテナンスを提供する契約について、一定の期間にわたる収益認識の継続を望むとのコメントに対しては、どのように対応すべきかという点ができるように、要件の判断等に関する説明を示す必要があるのではないか。
7. 新基準と企業会計基準第 15 号「工事契約に関する会計基準」（以下「工事契約会計基準」という。）の会計処理が大きく変わらないことを強調すべきとのコメントへの対応案と、新基準と工事契約会計基準との差異を示すべきとのコメントへの対応案で、理由の記載が整合しておらず、記載を見直すべきではないか。

(質問4：代替的な取扱いに関する質問)

8. 一般的な重要性の適用を新基準の本文に明記する場合には、一般的な重要性を明記した会計基準と明記していない会計基準が存在することとなり、読み手が混乱する可能性があると考えられるため、結論の背景等に一般的な重要性に関する趣旨を記載する方がよいのではないか。
9. 輸送サービス業における積込完了基準を容認すべきとのコメントについては、当該コメントの内容を再確認したうえで、コメントへの対応案の記載を見直す必要があるのではないか。

以 上